

改正

令和5年2月22日群本例規第4号（務）

令和5年3月31日群本例規第14号（広）

令和6年2月14日群本例規第7号（情管）

群馬県警察通訳官等の運用について（例規通達）

この度、群馬県警察通訳官等の運用について、次のとおり制定したから、適正かつ効果的な運用に努められたい。

なお、群馬県警察通訳官等の運用について（平成14年群本例規第1号）は、廃止する。

記

第1 用語の定義

1 通訳官

群馬県警察通訳官（以下「通訳官」という。）とは、通訳等を行わせるため、あらかじめ警察本部長（以下「本部長」という。）が警部補以下の警察官及びこれに相当する職にある一般職員（以下「職員」という。）の中から指定した者をいう。

2 民間通訳人

民間通訳人とは、警察からの要請を受け通訳等を行う者で、あらかじめ本部長が指定したものをいう。

3 通訳官等

通訳官及び民間通訳人をいう。

第2 通訳官等の上申及び推薦

1 通訳官の上申

刑事部国際・捜査支援分析課長（以下「国際・捜査支援分析課長」という。）は、通訳官認定基準（別表第1）に適合する職員がいる場合は、当該職員の所属する所属長と協議の上、通訳官上申書（別記様式第1号）を作成し、本部長に上申するものとする。

2 民間通訳人の推薦

所属長は、民間通訳人推薦基準（別表第2）に適合し、民間通訳人としての適性を有すると認める者を把握した場合は、本人の意向等を確認した上、民間通訳人登録推薦書（別記様式第2号。以下「推薦書」という。）により、国際・捜査支援分析課長に推薦するものとする。

第3 通訳官等の指定等

1 通訳官の指定

（1）通訳官指定書の交付

通訳官の指定は、本部長が当該職員に対して通訳官指定書（別記様式第3号）を交付することにより行うものとする。

（2）通訳システムへの登録

国際・捜査支援分析課長は、通訳官が指定された場合は、通訳システム（別に定めるG P—W A N業務の通訳運用システムのことをいう。以下同じ。）に登録するものとする。

2 民間通訳人の指定

（1）指定

民間通訳人は、推薦書により国際・捜査支援分析課長が審査し、本部長が指定するものとする。

（2）通訳システムへの登録

国際・捜査支援分析課長は、民間通訳人が指定された場合は、通訳システムに登録するものとする。

（3）登録通知

外国人総合対策参事官は、民間通訳人の登録に当たり、当該民間通訳人に登録の通知をするとともに、別に定める通訳等業務確認書を民間通訳人に作成させ、提出を受けるものとする。

第4 通訳官等の異動、解除等

1 通訳官等の異動等

国際・捜査支援分析課長は、通訳官等に異動、住所・連絡方法の変更等があった場合は、速やかに、当該変更事項を通訳システムに登録するものとする。

2 指定の解除

- (1) 国際・捜査支援分析課長は、通訳官等の指定を解除する必要があると認めた場合は、通訳官等指定解除上申書（別記様式第4号）により、本部長に指定の解除を上申するものとする。
- (2) 本部長は、前記(1)による解除の上申が適当と認められる場合は、指定を解除するものとする。
- (3) 国際・捜査支援分析課長は、通訳官の指定が解除された場合は、自ら又は通訳官の所属する所属長を通じて当該通訳官に通訳官指定解除通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- (4) 国際・捜査支援分析課長は、民間通訳人の指定が解除された場合は、当該民間通訳人に通知するものとする。
- (5) 通訳官が警部（一般職員の場合は、同相当職）に昇任した場合は、通訳官の指定が解除となるものとする。この場合において、前記(1)から(3)までの規定は適用しない。

第5 通訳官等の派遣等

1 通訳官の派遣要請等

- (1) 所属長は、通訳等を必要とする場合において、所属に当該事案に係る外国語に対応できる通訳官がいないなど所属の職員で対応することができないときは、通訳官の派遣を求めることができる。
- (2) 所属長は、通訳官の派遣を要請する場合は、国際・捜査支援分析課長と協議の上、通訳システムにより通訳官派遣要請書（別記様式第6号）を作成して、派遣を要請する通訳官の所属する所属長（以下「派遣所属長」という。）にその要請を行うものとする。
- (3) 前記(2)の規定にかかわらず、所属長は、通訳官の派遣を要請する場合において、夜間、休日その他急を要するときは、派遣所属長に、直接、通訳官の派遣要請を行うことができる。この場合において、通訳官の派遣を要請する所属長は、事後速やかに、通訳システムにより通訳官派遣要請書を作成して、国際・捜査支援分析課長に報告するとともに、派遣所属長に送付するものとする。
- (4) 派遣所属長は、通訳官の派遣要請を受けた場合は、可能な限り、通常業務の調整を図った上で、優先的に通訳官の派遣を行うものとする。

2 民間通訳人への依頼

- (1) 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官がいないとき、又は前記1の規定による通訳官の派遣の要請を行った場合において、当該要請に応じられる派遣所属長がいないときは、民間通訳人に通訳等の依頼をすることができる。
- (2) 所属長は、民間通訳人に通訳等を依頼する場合は、民間通訳人に、直接、依頼を行うものとする。

3 他県登録民間通訳人等への依頼

- (1) 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官等が登録されていないとき、又は対応できないときは、他の都道府県警察において通訳人として登録されている者（以下「他県登録民間通訳人」という。）に通訳等の依頼を行うことができる。
- (2) 所属長は、他県登録民間通訳人に通訳等の依頼を行う場合は、国際・捜査支援分析課長を経て、依頼するものとする。この場合において、国際・捜査支援分析課長は、他の都道府県警察に他県登録民間通訳人について紹介を受けるとともに、当該他県登録民間通訳人の運用状況その他通訳人としての適性を審査した上、依頼するものとする。
- (3) 所属長は、通訳等を必要とする事案が発生した場合において、通訳等を必要とする事案に係る外国語に対応できる通訳官等又は他県登録民間通訳人が登録されていないとき、又は対応できないとき、かつ、緊急かつやむを得ない事情があるときに限り、通訳官等及び他県登録民間通訳人以外の者（以下「登録外民間通訳人」という。）に通訳等を依頼することができる。
- (4) 所属長は、登録外民間通訳人に通訳等を依頼する場合は、当該登録外民間通訳人の通訳人

としての適性を審査した上、国際・捜査支援分析課長の許可を受けなければならない。この場合において、所属長は、国際・捜査支援分析課長の許可を受けたときは、登録外民間通訳人に、直接、依頼を行うものとする。

(5) 所属長は、他県登録民間通訳人又は登録外民間通訳人を運用する場合は、別に定める通訳等業務確認書を作成させ、提出を受けるものとする。

4 他県から民間通訳人の紹介を依頼された場合の措置

国際・捜査支援分析課長は、他県から民間通訳人の紹介を依頼された場合は、民間通訳人の都合等を確認して回答するなど誠実に対応するものとする。

5 運用期間

(1) 通訳官等の運用期間は、真に通訳等が必要な期間とする。

(2) 他県登録民間通訳人及び登録外民間通訳人の運用期間は、通訳官等を運用することができない期間に限るものとする。

6 運用状況報告

(1) 通訳官の派遣要請を行った所属長は、通訳官の派遣業務が終了した場合は、速やかに国際・捜査支援分析課長に報告するとともに、派遣所属長に連絡するものとする。

(2) 通訳官は、前月に自ら行った通訳等の実績を、毎月5日までに、通訳システムにより通訳官出動状況報告書（別記様式第7号）を作成して、所属長及び国際・捜査支援分析課長に報告するものとする。

(3) 民間通訳人、他県登録民間通訳人又は登録外民間通訳人（以下「民間通訳人等」という。）を運用した所属長（以下「民間通訳人等運用所属長」という。）は、その運用状況を、速やかに、通訳システムにより民間通訳人通訳状況報告書（別記様式第8号）を作成して、国際・捜査支援分析課長に報告するものとする。

第6 通訳官の集中運用

国際・捜査支援分析課長は、外国人に係る犯罪等の発生に伴い、通訳等を必要とする重大な事案が発生した場合は、事件等の迅速な解決、捜査情報の収集等を目的とし、事前に派遣所属長と協議の上、期間を定めて通訳官を集中運用することができるものとする。

第7 通訳官の責務

1 通訳官は、積極的に派遣要請に応じるとともに、適正捜査に配慮した通訳等に務めるものとする。

2 通訳官は、通訳官研修等に積極的に参加して語学能力及び通訳技能の維持向上に努めるものとする。

3 通訳官は、自身の士気高揚及び責任の自覚の保持に努めるものとする。

第8 民間通訳人等に対する指導及び遵守事項の告知

1 民間通訳人等は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に規定する業務の委託を受けた者に該当し、その守秘義務については法が適用されることから、国際・捜査支援分析課長は登録通知、民間通訳人等運用所属長は運用に際し、法の個人情報保護に関する規定について説明し、遵守するよう指導するとともに、次の事項を民間通訳人等に告知するものとする。

(1) 業務を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(2) 通訳等の業務に関連し、証人、鑑定人又は参考人として、裁判所、検察庁その他官公署に出頭する場合は、あらかじめ国際・捜査支援分析課長に連絡しなければならないこと。

(3) 被疑者、被疑者の家族等から業務に関する相談を受けた場合は、相談を受けたことを必ず捜査官に伝え、必要な指示を受けること。

2 民間通訳人等運用所属長は、運用に際して前記1に定める指導及び遵守事項の告知を行った場合は、民間通訳人等に通訳確認書（別記様式第9号）を作成させるものとする。この場合において、同一事件で同一の民間通訳人等を複数回にわたって運用するときは、2回目以降の運用時は通訳確認書の作成を省略できるものとする。

第9 通訳官等運用上の留意事項

1 所属長は、平素から通訳官等の把握及び確保に努めるものとする。

2 所属長は、派遣を受けた通訳官及び民間通訳人等を通訳等以外の業務に従事させてはならない

ものとする。

- 3 所属長は、通訳官及び民間通訳人等の運用に当たっては、受傷事故その他の危害の防止に十分配慮するものとする。
- 4 所属長は、通訳官又は民間通訳人等の業務、身上等に関して、特異事案が発生した場合は、速やかに、本部長に報告するとともに事案の対応・処理に当たるものとする。
- 5 所属長は、裁判所、検察庁その他官公署から通訳官又は民間通訳人等の派遣要請を受けた場合は、国際・捜査支援分析課長と協議の上、その運用を決定するものとする。

第10 指導教養

- 1 国際・捜査支援分析課長は、通訳官等に対し、必要な知識、技術等について指導教養を行うものとする。
- 2 所属長は、所属の通訳官を語学教養、国際犯罪捜査に関する教養等に積極的に参加させるなど通訳官の語学能力を向上させ、国際的な知識を習得させるよう努めるものとする。

第11 謝金及び旅費の支給

1 謝金の支給

民間通訳人等が通訳等を行った場合は、所属長が群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号）により謝金を支給するものとする。この場合において、特別な事情があるときは、所属長は、国際・捜査支援分析課長及び警務部会計課長と協議の上、謝金を調整することができる。

2 旅費の支給

所属長は、要請した民間通訳人等に対して、群馬県職員等の旅費に関する条例（昭和38年群馬県条例第24号）により旅費を支給するものとする。

第12 警察署における主管課

警察署における通訳官及び民間通訳人等に関する事務は、警務課において行うものとする。

第13 庶務

通訳官及び民間通訳人等に関する庶務は、刑事部国際・捜査支援分析課において行うものとする。

別表及び別記様式 省略